第3期教育振興基本計画の策定について

平成28年5月26日 中央教育審議会 初等中等教育分科会 資料7-1

教育振興基本計画とは

- 平成18年に全面改正された教育基本法に基づき、政府が策定する教育に関する総合計画。
- 平成20年7月に初めての教育振興基本計画が策定され、現在は、第2期計画(25~29年度)に基づいて実施。

これまでの審議の流れ

平成27年4月14日 教育振興基本計画部会の設置

(委員は総会の会長・副会長、各分科会の分科会長・副分科会長で構成)

計画部会、各分科会及びスポーツ審議会において、第2期計画のフォローアップについて審議

※「第2期教育振興計画における現状と課題(初等中等教育分科会関係)」は資料2-2参照

平成28年4月18日 第106回中央教育審議会総会において、大臣より、平成30年~34年度を対象期間とする

第3期教育振興基本計画の策定について諮問

※諮問の詳細は資料2-3参照

平成28年5月17日 計画部会において、体制を拡充の上、第3期計画の策定について審議を開始

※体制拡充後の委員名簿は資料2-4参照

諮問の概要

第3期教育振興基本計画(平成30(2018)年度~34(2022)年度) 諮問の概要

教育振興基本計画 (教育基本法第17条) 政府は、教育の振興に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、教育の振興に 関する施策についての基本的な方針及び講ずべき施策その他必要な事項について、 基本的な計画を定め、これを国会に報告するとともに、公表しなければならない。

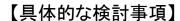
諮問事項(1)

2030年以降の社会の変化を見据えた、教育政策の在り方について

これからの 時代の教育 に求められる もの 教育基本法の基本理念を踏まえ、主権を有し、今後の我が 国の在り方に責任を有する国民の一人として、また、多様 な個性・能力を生かして活躍する自立した人間として、<u>主体</u> 的に判断し、多様な人々と協働しながら新たな価値を創造 する力を、あらゆる教育段階を通じて身に付けること



第3期教育振興基本計画では、教育の目指すべき姿や、教育政策の基本的な方針、目指すべき方向性、振興のための諸方策を<u>総合的かつ体系的に示し、その実現のための</u>道筋を明確化



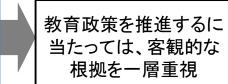
- 改正教育基本法の基本理念、現行計画の成果と課題、2030年以降の我が国において予想される社会の変化、国際的な視点から見た我が国の教育の「強み」と「弱み」、国際的な教育政策の動向等を踏まえた今後の教育政策に関する基本的な方針について
- 上記の基本的な方針を踏まえた、生涯を通じたあらゆる教育段階における、<u>今後5年間の教育</u> 政策の目指すべき方向性及び主な施策の内容について
- 第2期教育振興基本計画及びその点検結果を踏まえ、明確化かつ精選した指標を設定し、教育 政策の検証改善サイクルを確立することについて

第3期教育振興基本計画(平成30(2018)年度~34(2022)年度) 諮問の概要

諮問事項②

各種教育施策について、その効果の専門的・多角的な分析、検証に基づき、より 効果的・効率的な教育施策の立案につなげるための方策について

教育再生 実行会議 第八次提言 広く国民の間で、教育投資の効果や必要性について認識 が共有され、「教育は未来への先行投資である」という理解 が醸成されていることが不可欠





【具体的な検討事項】

○ <u>教育政策の効果(社会経済的な効果を含む。)を社会に対して示すための方策</u>について。 特に、第3期教育振興基本計画の検証改善サイクルや、教育施策の効果を専門的・多角的に 分析、検証するために必要な<u>データ・情報の体系的な整備や、実証的な研究の充実も含めた</u> <u>総合的な体制の在り方</u>について

第3期教育振興基本計画(平成30(2018)年度~34(2022)年度)の体系(イメージ)

・改正教育基本法の基本理念 ・現行計画の成果と課題 ・2030年以降の我が国において予想される社会の変化 国際的な視点から見た我が国の教育の「強み」と「弱み」・国際的な教育政策の動向

2030年及びその先

2030年以降の社会の姿

- (例)·産業構造や社会システムの変化
 - ・就学・就業構造の変化
- ・子供の貧困など格差の
- 国際情勢の変化
- 固定化の阻止





2030年以降の未来を生き抜く 自立した人間の在り方

教育の普遍的な基本理念

教育基本法の前文

「個人の尊厳を重んじ、真理と正義を希求し、公共の精神を尊び、 豊かな人間性と創造性を備えた人間の育成を期するとともに、 伝統を継承し、新しい文化の創造を目指す教育を推進する。」

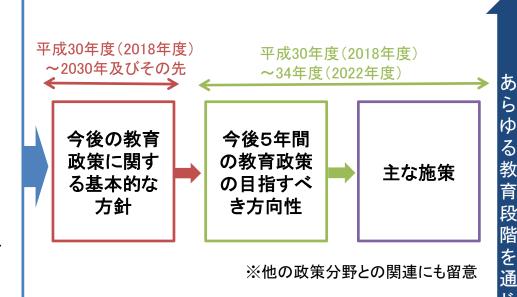


これからの教育に求められるもの

主権を有し、今後の我が国の在り方に責任を有する国民の一人と して、また、多様な個性・能力を生かして活躍する自立した人間と して、主体的に判断し、多様な人々と協働しながら新たな価値を 創造する力を、あらゆる教育段階を通じて身に付けること

- ⇒・人口減少の克服と地域コミュニティの創出
 - 地球規模課題への対応

の鍵となる



第1期と第2期の教育振興基本計画

- 平成18年に全面改正された教育基本法に基づき、政府が策定する教育に関する総合計画。
- 平成20年7月に初めての教育振興基本計画が策定され、現在は、第2期計画(25~29年度)に基づいて実施。

<計画の概要>

第1期計画		第2期計画 第2期計画	
対象期間	平成20(2008)年度~24(2012)年度	平成25(2013)年度~29(2017)年度	
コンセプト	今後10年間を通じて目指すべき教育の姿 ・ 義務教育修了までに、すべての子どもに、自立して社会で生きていく基礎を育てる ・ 国際社会をリードする人材を育てる	<u>目指すべき社会の方向性</u> を掲げ、 この実現に向けた <u>教育の方向性</u> を打ち出す <u>今後の社会の方向性</u> 一人一人の「自立」した個人が多様な個性・能力を生かし、他者と <mark>「協働</mark> 」しながら新たな価値を「 <mark>創造」</mark> していくことができる「生涯学習社会」の構築	
教育の 基本的方 向性	 社会全体で教育の向上に取り組む 個性を尊重しつつ能力を伸ばし、個人として、社会の一員として生きる基盤を育てる 教養と専門性を備えた知性豊かな人間を養成し、社会の発展を支える 子どもたちの安全・安心を確保するとともに、質の高い教育環境を整備する 	学校段階等の縦割りではなく、生涯の各段階を貫く教育の方向性を掲げる ① 社会を生き抜く力の養成 例)道徳教育の推進、大学入試改革、体験活動・読書活動の推進、 学び直しの機会の充実 等 ② 未来への飛躍を実現する人材の養成 例)英語教育の教科化、海外留学の促進 等 ③ 学びのセーフティネットの構築 例)幼児教育無償化への取組の推進、大学等に係る教育費負担軽減、 学校の耐震化、防災教育の推進 等 ④ 絆づくりと活力あるコミュニティの形成 例)コミュニティ・スクール、学校支援地域本部など学校と地域が組織的に連携・協働する体制の構築 等	
成果目標 • 指標	なし	成果目標・指標を設定 (成果目標の例) 〇「生きるカ」の確実な育成 (成果指標の例) 〇国際的な学力調査の平均得点を調査国中トップレベルにする 〇いじめ、不登校、高校中退者の状況改善 〇今後10年間で子どもの体力が昭和60年頃の水準を上回ることを目指す等	

当面の主な検討事項、進め方

第3期教育振興基本計画の策定に向けた当面の主な検討事項について

検討事項① 2030年以降の社会の変化を見据えた教育の目指すべき姿

- 2030年以降の社会の姿をどのように捉えるか。 また、そのような社会の姿を見据え、未来を生き抜く自立した人間を育成するために、教育の 目指すべき姿をどのように考えるか。
 - (1)主として技術革新やグローバル化の一層の進展に伴う産業構造や社会システムの変化、女性・高齢者等の活躍の進展等に伴う就学・就業構造の変化、国際情勢の変化等への対応について
 - (2) 主として子供の貧困など格差への対応、人口減少の克服や地域コミュニティの創造等について

検討事項② ①を踏まえた教育政策の基本的方針、目指すべき方向性等

- 2030年以降の社会の姿を見据え、未来を生き抜く自立した人間を育成するために、 あらゆる教育段階を通じて、どのような基本的な方針のもとに教育政策を進めるべきか。
- また、第3期教育振興基本計画の期間中(2018年~2022年の5年間)に、あらゆる教育 段階を通じて、特にどのような方向性等を重視し、教育政策を進めるべきか。

検討事項③ 教育投資の効果や必要性を社会に対して示すための方策

- より効果的・効率的な教育施策の立案につなげるため、第3期教育振興基本計画の検証 改善サイクルをどのように確立すべきか。
- 教育再生実行会議提言やG7倉敷教育大臣会合の成果文書等を踏まえ、各種教育施策の効果(社会経済的な効果を含む。)を専門的・多角的に分析、検証するために必要なデータ・情報の体系的な整備や実証的な研究の充実を含めた総合的な体制の在り方をどのように確立すべきか。

参考となる会議・提言・データ等(検討事項①関係)

【2030年以降の社会の姿の例】

- ✓ 「日本再興戦略」改訂2015 -未来への投資・生産性革命ー(平成27年6月30日)
 - 1. 未来投資による生産性革命
 - (2)新時代への挑戦を加速する
 - i) 迫り来る変革への挑戦(「第四次産業革命」)

昨年の成長戦略を踏まえ、我が国産業の競争力強化と社会的課題の解決に取り組んでいくための「ロボット 新戦略」を策定したが、ロボット技術の範疇を超えて、ビジネスや社会の在り方そのものを根底から揺るがす、 「第四次産業革命」とも呼ぶべき大変革が着実に進みつつある。IoT・ビッグデータ・人工知能時代の到来である。

✓ 第5期科学技術基本計画(平成28年1月22日)

第1章 基本的考え方

(1)現狀認識

- ICTの進化等により、社会・経済の構造が日々大きく変化する「大変革時代」が到来
- 既存の枠組みにとらわれない市場・ビジネス等の登場 ・「もの」から「コト」へ、価値観の多様化
- 知識・価値の創造プロセス変化(オープンイノベーションの重視、オープンサイエンスの潮流)等
- 国内外の課題が増大、複雑化(エネルギー制約、少子高齢化、地域の疲弊、自然災害、全保障環境の変化、地球規模課題の深刻化など)

✓ 第5期科学技術基本計画(平成28年1月22日)

第2章 未来の産業創造と社会変革に向けた新たな価値創出の取組

- (2)世界に先駆けた「超スマート社会」の実現(Society 5.0)
- ① 超スマート社会の姿

超スマート社会とは、

「必要なもの・サービスを、必要な人に、必要な時に、必要なだけ提供し、社会の様々なニーズにきめ細かに対応でき、あらゆる人が質の高いサービスを受けられ、年齢、性別、地域、言語といった様々な違いを乗り越え、活き活きと快適に暮らすことのできる社会」である。

✓ 世界最先端IT国家創造宣言(平成27年6月30日)

このようなビッグデータの利活用は、近年の更なる技術の進展に伴い、進化を遂げつつあり、未来社会における産業創造、社会変革の中心になりつつある。特に、コンピュータに入力した情報をやり取りする時代から、様々なモノにセンサ等が埋め込まれ、収集された多量の情報がインターネットでやり取りされる、いわゆるIoT (Internet of Things)の時代へと移行しつつある中、今後、あらゆるものがデジタル化・ネットワーク化されることにより、経済社会に係る全ての活動の状況がデータとして捉えられるような時代の到来が見込まれる。また、そのように集められた多量、多様のデータが、リアルタイムにビッグデータとして収集・蓄積され、人工知能(AI: Artificial Intelligence)としての解析・判断が現実の経済社会活動に組み込まれることにより、きめ細やかに、かつ効率的に活動ができる「超スマート社会」が到来することが見込まれる。このような超スマート社会は、道路交通分野、農業分野、エネルギー分野等に限らず、今後、様々な分野に拡大されていくことになる。

✓ 産業構造審議会新産業構造部会(経済産業省)

新産業構造ビジョン 中間整理(平成28年4月27日開催 第8回配布資料)

✓ 第3期教育振興基本計画の策定について(諮問)(平成28年4月18日)

- 産業構造や社会システムの変化(Internet of Thingsやビッグデータ、人工知能等をはじめとする技術革新やグローバル化の一層の進展)
- 就学・就業構造の変化(人口動態の変化や女性・高齢者の活躍の進展、雇用環境の変化等)
- 国際情勢の変化
- 子供の貧困など格差の固定化の阻止
- 人口減少の克服と地域コミュニティの創造
- 地球規模課題への対応

【教育の目指すべき姿の例】

✓ 教育基本法(平成18年12月22日)

(教育の目的)

第一条 教育は、人格の完成を目指し、平和で民主的な国家及び社会の形成者として必要な資質を備えた 心身ともに健康な国民の育成を期して行われなければならない。

(教育の目標)

- 第二条 教育は、その目的を実現するため、学問の自由を尊重しつつ、次に掲げる目標を達成するよう 行われるものとする。
- 一 幅広い知識と教養を身に付け、真理を求める態度を養い、豊かな情操と道徳心を培うとともに、健やかな 身体を養うこと。
- 二 個人の価値を尊重して、その能力を伸ばし、創造性を培い、自主及び自律の精神を養うとともに、職業 及び生活との関連を重視し、勤労を重んずる態度を養うこと。
- 三 正義と責任、男女の平等、自他の敬愛と協力を重んずるとともに、公共の精神に基づき、主体的に社会の形成に参画し、その発展に寄与する態度を養うこと。
- 四 生命を尊び、自然を大切にし、環境の保全に寄与する態度を養うこと。
- 五 伝統と文化を尊重し、それらをはぐくんできた我が国と郷土を愛するとともに、他国を尊重し、国際社会の 平和と発展に寄与する態度を養うこと。

✓ 第3期教育振興基本計画の策定について(諮問)(平成28年4月18日)

- 主権を有し、今後の我が国の在り方に責任を有する国民の一人として、また、多様な個性・能力を生かして 活躍する自立した人間として、主体的に判断し、多様な人々と協働しながら新たな価値を創造する力
- 他者への共感や思いやりなど、日本人としての美徳やよさを備えつつグローバルな視野で活躍するために 必要な力

✓ 教育再生実行会議第七次提言(平成27年5月14日)

- 1. これからの時代を生きる人たちに必要とされる資質・能力 ~求められる人材像~
- 主体的に課題を発見し、解決に導く力、志、リーダーシップ
- 創造性、チャレンジ精神、忍耐力、自己肯定感
- 感性、思いやり、コミュニケーション能力、多様性を受容する力
- 基礎となる学力
 - ~ 文系理系を問わない幅広い教養、日本人としてのアイデンティティ、国語力、英語力、情報活用能力~

✓ 中央教育審議会教育課程企画特別部会 論点整理(平成27年8月26日) 概要

将来の変化を予測することが困難な時代を前に、より良い社会と幸福な人生を自ら創り出していくために必要な 資質・能力を子供たちに育んでいくことが重要である。教育が普遍的に目指す根幹を堅持しつつ、社会の変化を 柔軟に受け止める「社会に開かれた教育課程」という理念の下、論点整理において以下のポイントが示されている。 <論点整理のポイント>

- ・ 育成すべき資質・能力の明確化
 - 学習する子供の視点に立ち、以下のような三つの柱で整理することが考えられる。
 - (i)「何を知っているか、何ができるか(個別の知識・技能)」
 - (ii)「知っていること・できることをどう使うか(思考力・判断力・表現力等)」
 - (iii)「どのように社会・世界と関わり、よりよい人生を送るか(学びに向かう力、人間性等)」
- ・ アクティブ・ラーニングの視点からの学習・指導方法の改善
- カリキュラム・マネジメントの確立
- ・ 学習評価の充実
- ・ 教科・科目等の見直し

✓ 高大接続システム改革会議「最終報告」(平成28年3月31日)

- 特に、これからの時代においては、ある事柄に関する知識の伝達だけに偏らず、学ぶことと社会との関わりをより意識した教育を行い、子供たちがそのような教育のプロセスを通じて、基礎的な知識・技能を習得するとともに、実社会や実生活の中で、それらを活用しながら自ら問題を発見し、その解決に向けて主体的・協働的に探究し、学びの成果等を表現し、更に実践に生かしていくことができるようにすることが重要である。
- ✓ 「2020年代に向けた教育の情報化に関する懇談会」中間取りまとめ(平成28年4月8日)

(社会の動向と子供たちの未来)

• これからの社会においては、膨大な情報から何が重要かを主体的に判断し、自ら問いを立ててその解決を目指し、他者と協働しながら新たな価値を生み出していくことが求められる。このような観点から、平和で民主的な国家及び社会の形成者として求められる力、安全な生活や社会づくりに必要な資質・能力、情報や情報手段を主体的に選択し活用していくために必要な情報活用能力、職業に従事するために必要な知識・技能、能力や態度、グローバルな視野で活躍するために必要な資質・能力等が求められている。

参考となる会議・提言・データ等(検討事項②関係)

✓ 教育基本法(平成18年12月22日)

(前文(抄))

個人の尊厳を重んじ、真理と正義を希求し、公共の精神を尊び、豊かな人間性と創造性を備えた人間の育成を期するとともに、伝統を継承し、新しい文化の創造を目指す教育を推進する。

✓ 現行計画の成果と課題

第2期教育振興基本計画の進捗状況について、基本施策の進捗状況、成果指標の達成状況のフォローアップを実施するとともに、各分科会において考える現行計画の成果と課題をとりまとめ。今後も引き続きフォローアップを実施する。

✓ 倉敷宣言 (平成28年5月14日、15日 G7倉敷教育大臣会合)

教育における多様性の尊重、包摂的かつ公平で持続可能な成長のための女児・女性のエンパワーメントの促進、教育と雇用・社会の接続、技術革新に対応した教育、教職の向上と支援、客観的根拠に基づく教育政策の推進、教育の国際化等について合意。

✓ 教育再生実行会議第八次提言(平成27年7月8日)

- 2. これからの時代に必要な教育投資
- (1) 全ての子供に挑戦の機会が与えられる社会を実現する
- (2) あらゆる教育段階を通じて「真の学ぶ力」を培う
- (3) 「真の学ぶ力」を基に、実社会で活躍できる資質・能力を育成する
- (4) 学校が地域社会の中核になる

参考となる会議・提言・データ等(検討事項③関係)

✓ 教育再生実行会議第八次提言(平成27年7月8日)

教育投資の充実に当たっては、既存の施策も含め、各種教育施策の社会経済的効果を検証し、より効果的・ 効率的な施策の立案にいかしていくサイクルを確立することが不可欠である。このため、国は、各種教育施策 について、その効果を専門的・多角的に分析、検証するための体制を整備するとともに、施策間の優先順位 付けを行う。

✓ 倉敷宣言 (平成28年5月14日、15日 G7倉敷教育大臣会合)

(客観的根拠に基づく教育政策の推進)

- 我々は、教育が、自己実現、社会的包摂、社会経済の発展のための不可欠な資産であり、広く国民に、適切な教育投資の効果や必要性について意識啓発を図り、教育は未来にとって極めて重要な先行投資であるという理解を醸成することが重要であることを確認する。
- 我々は、質的、量的研究に基づく客観的根拠に基づく教育政策が、社会の理解と支援を増進し、教育政策の効果を最大化するための重要な鍵であることを認識する。また、我々は、様々な学問や手法の視点から研究を発展させることにより、教育の現状を総合的に把握する重要性についても認識する。
- 我々は、客観的根拠に基づく教育政策を推進するために、教育政策研究に関する優れた取組や課題を共有すること、各国間の行政官や研究者の交流を促進すること、成果を国民に普及啓発することの重要性について確認するとともに、客観的根拠を収集・検証・活用する際には、各国の置かれた状況や社会的・文化的背景等を踏まえることも重要であることを強調する。
- 我々は、このような基本認識のもと、教育効果に関する調査、研究、分析及び教育政策の評価を推進するための具体的な取組として、G7 間の情報共有の促進等を進めていくことに合意する。

✓ 第5期科学技術基本計画(平成28年1月22日)

客観的根拠に基づく政策の企画立案、評価、政策への反映等を進める。このため、経済・社会の有り得る将来展開などを客観的根拠に基づき体系的に観察・分析する仕組みの導入や、政策効果を評価・分析するためのデータ及び情報の体系的整備、指標及びツールの開発等を推進する。

✓ 学校安全の推進に関する計画(平成24年4月27日)

本推進計画の実施に当たっては、セーフティプロモーションの考えに則り、科学的な根拠に基づいた施策を 進め、評価もできる仕組みが必要である。そのため、学校現場の負担に十分配慮しつつ、学校における事件・ 事故災害の情報を適切に収集し、その分析に基づき、将来の事件・事故災害の減少につなげる実証的な取組が なされることが重要である。また、安全推進に関わる様々な機関が連携し、取り組んでいくことが重要である。

- ✓ 平成27年度「教育改革の総合的推進に関する調査研究~第2期教育振興基本計画の分析に係る調査研究~」 (平成28年3月16日)
- ▶ 計画の構成・内容・成果指標について
- <u>最終アウトカム、中間アウトカム、アウトプット、インプットを明確に区分した記述とする</u>とともに、これらの関係性をロジックモデルとして可視化し、その妥当性を記述する。
- 第2期計画で示された成果指標には、「トップレベル」「増加」「現象」「改善」といった表現が用いられているが、 具体的な基準を伴わない表現は成果指標にはなり得ない。 時代の変化と共に目指すべき基準等が変化する可能性も考えられるが、<u>客観的に評価し得る基準を明示した</u> 指標を設定することが重要である。
- 成果指標は、それが評価する内容(中間アウトカム等)との意味的な整合性と、データの収集可能性のトレードオフにより設定され、データの収集可能性に限界がある場合は代替的な指標とせざるを得ない場合がある。このような場合は、代替指標の限界を明示したうえで、代替指標の改善に対する過度の目的化がなされないよう留意が必要である。

> 実現に向けた環境整備

- <u>計画立案段階からエビデンスの収集可能性を吟味し、収集方法を特定する</u>とともに、計画的な収集に向け、 あらかじめ関係部局等に明示することが必要である。
- 本調査で作成したロジックモデルにおけるアウトプットと中間アウトカムの結合は、有識者の意見等に基づき、 因果関係が論理的に成立されうるとの判断に基づき行っており、その因果関係が定量的に証明されている わけではない。
 - 今後は、<u>これらの関係に関する実証研究等に基づくエビデンスの蓄積を通じ、より科学的な根拠に基づくロジックモデルとしていくことが望ましい</u>。なお、この観点はアウトプットと中間アウトカムの関係にとどまらず、例えばどの教育段階への投資が効果的なのかといったより大局的な判断にも通じるものである。

第3期教育振興基本計画の策定に向けた当面の進め方について

	中央教育審議会総会	中央教育審議会教育振興基本計画部会	
平成28年 5月 ~	諮問内容について審議	検討事項① 2030年以降の社会の変化を見据えた、教育の 目指すべき姿 (1)主として技術革新やグローバル化の一層の進展に伴う産業構造や 社会システムの変化、女性・高齢者等の活躍の進展等に伴う就学・ 就業構造の変化、国際情勢の変化等への対応について (例)・技術革新に伴う産業構造や社会システムの変化等が教育に与える 影響 ・グローバル化の一層の進展に対して教育が果たす役割 ・技術革新に伴う学校内外の学習や活動の変化 ・女性や高齢者の活躍が進む中で教育が果たす役割 (2)主として子供の貧困など格差への対応、人口減少の克服や地域コミュ ニティの創造等について (例)・子供の貧困など格差の固定化が教育に与える影響、教育による 格差への対応 ・人口減少克服や地域コミュニティ創造など、地方創生を進める上で 教育が果たす役割	5月13日~15日 〇G7倉敷教育大臣会合
8月 9月 ~ 12月	審議状況の報告	教育が来たす役割 検討事項③ 教育投資の効果や必要性を社会に対して示すため の方策 等 検討事項② 2030年以降の社会の変化を見据えた今後の教育 政策に関する基本的な方針、今後5年間の教育 政策の目指すべき方向性 等	OPISA2015、TIMSS2015 公表
 平成29年 初め	「基本的な考え方」を報告	「基本的な考え方」をとりまとめ ○ 主な施策 ○ 明確化かつ精選した指標を設定した教育政策の検証改善サイクルの確立 ○ 第2期教育振興基本計画フォローアップ 等	〇次期学習指導要領改訂 に係る中教審答申等 〇OECDカントリーノート の中間報告
夏頃(予定) 年末(予定)	「審議経過報告」を報告	「審議経過報告」をとりまとめ	16